

ライフデザイン実践会

2015年2月20日～2月26日

公開質問の回答



【ご注意】

この回答はライフデザイン実践会の会員にのみ提供しているものです。
お取扱いには十分注意して頂き、事前許可無く、本レポートの一部または全部をあらゆる
データ蓄積手段（印刷物、電子ファイルなど）により、
複製、流用をしないようにご協力をお願いします。

また、回答に記載した内容は、私が体験したり事実関係を調べた内容から回答しています。
ただ、内容の信ぴょう性や正確性を保証しているわけではないので、
読者様自身の責任と判断で参考にして頂けると助かります。

2015年2月26日

【質問1】「減価償却を定率法で申告する場合に、税務署に届ける書類は？」

※今週は質問が無かったので、先日のライフデザイン実践会で出た質問より、不動産投資家なら絶対知っておいた方がよいものを抜粋してお答えします。

部屋の内装費を、「定率法」で減価償却して確定申告したいのですが可能でしょうか？
その際に税務署に届ける書類は？

【回答1】

われわれ不動産投資家としては、なるべく経費を増やして所得を減らし、納める税金を少なくしたいというのがあります。ですから、利益が多く出ている年度は、部屋をリフォームした場合など、費用の一部またはすべてを減価償却するのではなく、一括経費にします。

一方、利益が出ない年度が続くようであれば、あえて減却償却を選択する場合があります。経費を上手にコントロールすることで、単年ではなく長い期間賢く節税をしていくためです。また、一括経費にすることができず、減価償却を選ばないといけない場合もあります。

そして、減価償却していく場合には、「定額法」と「定率法」という2つの計算方法のどちらかを選択することができます。選択しない場合は「定額法」となります。

「定額法」は、毎年同じ「額」を減価償却費として計上する方法です。一方、「定率法」とは、毎年同じ「率」を乗じた金額を減価償却費として計上する方法です。定率法は、初年度の額が一番大きく、年々必要経費として償却できる額が少なくなっていくます。

【定額法の計算式】

1. 平成19年4月1日以後取得した資産の場合

取得価格 × [耐用年数について定められている定額法の償却率] = その年の償却費の額

2. 平成19年3月31日以後取得した資産の場合

取得価格 × 90% × [耐用年数について定められている定額法の償却率] = その年の償却費の額

【定率法の計算式】

[取得価額 - 前年までの償却費の累計額] × [耐用年数について定められている定率法の償却率] = その年の償却費の額

※定率法の場合は、償却費の額が一定の金額（償却保証額）を下回るようになった時点で均等償却に切り替えて減価償却を行います。

たとえば、リフォーム費用を一括経費として計上できず、減価償却するしかなかったとします。しかし、今年度は利益が大きく出そうなので、節税のためになるべく経費を増やしたい場合、「定額法」と「定率法」どちらを選択するのが良いでしょうか？

正解は、「定率法」です。初年度が経費にできる額の最も大きいため、「定額法」よりも利益を圧縮することができて節税効果が高いからです。税務署に事前に「定率法」で計上する旨の書類を提出して確定申告します。

以上のように、リフォーム費用を一括経費にするか減価償却にするか？減価償却の場合、定額法でいいのか、定率法を選択するのか？上手に選択して賢く選択していくと、効果的に節税が可能となるのです。

なお、個人 or 法人どちらでも書類を提出すれば「定率法」を選択することができます。また、建物については「定率法」は選択できず、「定額法」で計算しなければなりません。

書類「所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書」

1/2

1100

所得税の 棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法 の届出書

納税地 (所在地・居住地・事業所等 (該当するものをすべて記入してください。)) (TEL. - -)

上記以外の 住所 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL. - -)

氏名 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 届出番号

届出年月日 平成 年 月 日

棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法 については、次によることとしたので届けます。

1 棚卸資産の評価方法

| 事業の種類 | 棚卸資産の区分 | 評価方法 |
|-------|---------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2 減価償却資産の償却方法

| 減価償却資産の種類・設備の種類 | 構造又は用途、細目 | 償却方法 |
|-----------------------------|-----------|------|
| (1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 | | |
| (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 | | |

3 その他参考事項

① 上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合
昭和 年 月 日
建物の取得年月日 平成 年 月 日

② その他

開年税理士 (TEL. - -)

| | | | | | | | |
|----|------|------|---|---|---|---|---|
| 校章 | 整理番号 | 振込口座 | A | B | C | D | E |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

届出年月日 平成 年 月 日

届出印

届出用に書類は以下からダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/18.htm>

NATIONAL TAX AGENCY サイト内検索 検索 | 検索の仕方 文字拡大・読み上げ

[ホームページの使い方](#) | [サイトマップ](#) | [ご意見・ご要望](#) | [メールマガジン](#)

[税について調べる](#) [申告・納税手続](#) [活動報告・発表・統計](#) [国税庁概要・採用](#) [関連・その他の情報](#)

ホーム > 申告・納税手続 > 税務手続案内 > 申告所得税関係 > [手続名] 所得税の減価償却資産の償却方法の届出手続

[手続名] 所得税の減価償却資産の償却方法の届出手続

[概要]
減価償却の償却方法の届出をする場合の手続きです。

[手続根拠]
所得税法施行令第123条

[手続対象者]
事業所得者、不動産所得者、山林所得者又は雑所得者のうち、新たに業務を開始した方、すでに取得している減価償却資産と異なる種類の減価償却資産を取得した方又は従来の償却方法と異なる償却方法を選定する事業所を新たに設けた方


[提出時期]
上記[手続対象者]となった日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。
なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

[提出方法]
届出書を作成のうえ、持参又は送付により提出してください。

[手数料]
手数料は不要です。

[添付書類・部数]
—

[申請書様式・記載要領]

 PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

* [所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書\(PDFファイル/208KB\)](#)

[提出先]
納税地を所轄する税務署長（税務署の所在地等については、国税庁ホームページの「国税庁紹介」の「所在地及び管轄」をご覧ください。）に提出してください。

今回の回答はいかがでしたでしょうか？
みなさんの悩みや疑問が解消し、
レベルアップにつながれば嬉しいです。
随時、公開質問を募集しています！

何かななころに質問してみたいことはありませんか？悩みはありませんか？

みなさんから頂いた質問をシェアすることで、みなさんのレベルアップにもなりますし、同じよう悩みで困っている人や悩んでいる人を助けることができると私は考えています。

ですので、どんな些細な質問でも結構ですので、どんどんご質問して頂いて構いません。
→ <http://bit.ly/kokaishitsumon>

また、メールの方がいい場合は、「yobiko.sc@gmail.com」宛に個別にメールいただいても構いません。※具体的なところをボヤかして、公開回答します。

■公開質問とは…？

皆様より頂いた質問やご相談に、ななころが答え、解説をします。

- ・「〇〇について、ななころさんはどう思いますか？」
- ・「〇〇について、どう解決したらいいか悩んでいます。。」
- ・「〇〇な時、ななころさんだったらどうしていますか？」など…

質問への回答は、毎週木曜日となっております。

※質問が無い場合は、配信無し

ライフデザイン実践会代表・ななころ